

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

## 準備書面（29）

2019（平成31）年3月18日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

## 目次

第1 「ばらつき」に関する文献について	3
1 はじめに	3
2 EPAの提示する「ばらつき」と「不確かさ」の違い	3
3 小括	4
第2 原告ら準備書面（1）・第2の補充（本件提訴後の原告の転居の関係で）	4
第3 設置許可基準規則37条2項違反と原子炉等規制法43条の3の6第1項各号 の適用関係について	6
第4 技術的能力審査基準1.8違反（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号 違反）	8

本書面は、2018年12月10日の口頭弁論期日、進行協議で裁判所から示された質問や釈明を求められた事項について回答するとともに、原告らの主張を補充するものである。

## 第1 「ばらつき」に関する文献について

### 1 はじめに

前回、2018年12月10日の口頭弁論期日で、裁判所から「ばらつき」に関する原告らの主張を裏付けるような文献があるか、という点について質問を受けた。

その質問に対して、原告らはアメリカ合衆国環境保健局（EPA）のウェブサイト上にある、「Uncertainty and Variability」というページを紹介する（甲193）。

### 2 EPAの提示する「ばらつき」と「不確かさ」の違い

(1) 前記の、EPA「Uncertainty and Variability」は、被ばく評価と関連した質問と答えという形をとっている。

(2) そこでは、「ばらつき（変動性）(Variability)」と「不確かさ（不確実性）(Uncertainty)」の違いについては以下のように回答されている。

#### 変動性（ばらつき）

アセスメントのデータにおける固有の異種性（非一様性）または多様性のことである。それは、「値の集合の範囲または広がり」の量的な説明（米国EPA、2011）であり、しばしば、データの変動性（ばらつき）を反映する分散、標準偏差、四分位間の範囲などの統計的な測度（metric 測定基準）を通じて表現される。

・変動性（ばらつき）は減らされえないけれども、それはよりうまく特徴付けられ得る。

#### 不確実性

データの欠如、またはリスクアセスメント決定についての不完全な理解に関係している。それは質的か、または量的のどちらかであり得る(米国EPA、2011)。

・不確実性はより多くのまたはよりよいデータによって減らされるか、または取り除かれうる。

### (3) 身近な事柄を例に取った説明

上記の公式的な回答は必ずしもわかりやすいとは言えないかもしれないので、代理人なりに身近な事柄を例にとって説明する。

「例えば、体重は研究対象集団のメンバーによって様々である。集団の平均的な体重は、データを収集することによって特徴付けられることができる；個々の研究参加者から、正確な測定された体重を収集することにより、集団の平均的な体重が、間接的なアプローチ（例えば目視検査に基づく近似値）を使った見積りよりよい理解が考えられ得る。しかし、観察者は研究集団の個々の体重を変更できず、集団の変動性（ばらつき）を減少できない。」

## 3 小括

以上の公式的回答と、身近な事柄からとった例をみると、「ばらつき」は減らされえないけれども、よりうまく特徴付けられうるということと、「不確かさ」はより多くのまたはよりよいデータによって減らされるか、または取り除かれるという指摘は重要である。

## 第2 原告ら準備書面(1)・第2の補充(本件提訴後の原告の転居の関係で)

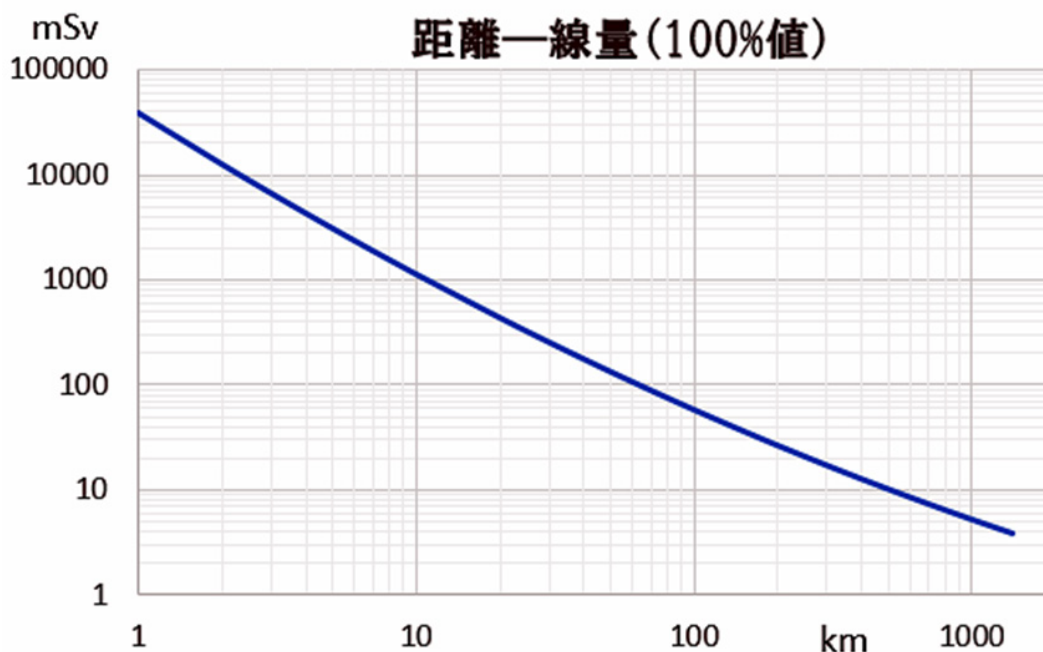
- 1 前回、2018年12月10日の口頭弁論期日で、裁判所から、原告適格との関係で本件提訴後に転居した原告がいなか、という点について質問を受けた。本件提訴後に転居した原告らについては、別途、上申書を提出する。

2 転居した原告らについて新しい住所地を地図上にプロットしたものを書証として提出する（甲194の1、194の2）。

転居した原告らについては、多くの場合、関西地方内の転居であり、原告ら準備書面（1）・第2の主張における最遠隔の原告居住地（本件原発から約200 km）より本件原発に近い場所に居住していることに変わりはない。

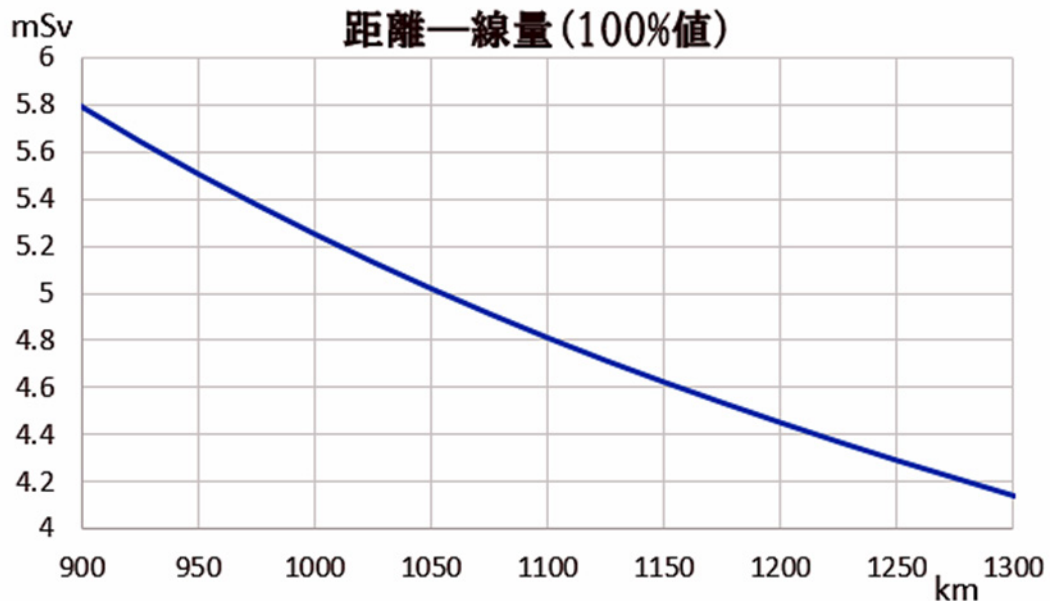
しかし、①兵庫県から埼玉県に転居した原告（原告番号52）、②大阪府から神奈川県に転居した原告（原告番号62）、③大阪府から沖縄県に転居した原告（原告番号71）については、本件原発からの距離が200 kmより遠い場所に転居したので、その点について補充する。

3 原告ら準備書面（1）・第2で、原子力規制庁のシミュレーション（甲26）から計算した「100%値」を踏まえると、距離と線量の関係は下記のグラフ1のようになる。



兵庫県から埼玉県に転居した原告（原告番号52）の新住所地は、本件原発から約368 km、大阪府から神奈川県に転居した原告（原告番号62）の新住所地は、本件原発から約337 km、大阪府から沖縄県に転居した原告（原告番号71）の新住所地は、本件原発から約1282 km、それぞれ離れている。そし

て、最遠隔の原告居住地（那覇市、本件原発から約1282km）の場合でも、「100%値」を踏まえた被曝線量は4.2mSvとなるのであり、すべての原告が、基準値（1mSv/年）を大幅に超える放射性物質を浴びることになる（グラフ2参照）。よって、すべての原告に原告適格が認められるべきである。



### 第3 設置許可基準規則37条2項違反と原子炉等規制法43条の3の6第1項各号の適用関係について

- 1 前回、2018年12月10日の進行協議で、裁判所から、原告ら準備書面（6）第2・3に関連して、設置許可基準規則37条2項違反と原子炉等規制法43条の3の6第1項各号の適用関係についての釈明が求められた。

裁判所が釈明を求めた内容について、原告らとしては、以下のように理解している。すなわち、設置許可基準規則37条2項は、「発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない」としているところ、原告らの主張は、設置許可基準規則37条2項違反を

主張することによって、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号の「その者に重大事故・・・の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること」の違反を主張しており、同条項4号の違反について主張していないのではないか、というものである。

2 しかし、原告ら準備書面（6）第2・3の主張は、あくまでも原子炉等規制法43条の3の6第1項4号違反として主張したものである。

（1）原告らは、準備書面（6）第2・3において、設置許可基準規則37条2項とともに、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号の記述や、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（技術的能力審査基準）1.8の要求事項を援用して、主張を組み立てている。そして、技術的能力審査基準違反は原子炉等規制法43条の3の6第1項3号違反の要件であるから、裁判所にとって原告らの意図するところがわかりにくくなっていったのかもしれない。

（2）しかし、原告らは、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号や技術的能力審査基準1.8の要求事項の記述を、あくまでも、設置許可基準規則37条2項の定める「重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損・・・を防止するため」の「必要な措置」の内容の説明として引用したに過ぎない。原告らの意図するところとしては、これらの主張は、「重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損・・・を防止するため」の「必要な措置」が講じられていないという、設置許可基準規則違反（すなわち原子炉等規制法43条の3の6第1項4号違反）の主張の一環として、「必要な措置」の具体的内容を示したものである。

3 ただ、原告ら準備書面（6）の提出当時は、訴えの変更前で、請求としては原子炉等規制法43条の3の23第1項の停止命令の義務づけを求めていた。そし

て、停止命令の発令要件としては、あくまでも発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認められなければならない、というものであった。

しかし、その後、原告らは訴えの変更により設置変更許可処分の取消を求めるに至っている。そして、設置変更許可の取消しの要件としては、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号違反も、3号違反も、等しく取消しの要件となる。

そこで、原告らとしては、訴えの変更に伴う追加的主張として、新たに原子炉等規制法43条の3の6第1項3号違反にかかる次項の主張を追加する。

#### 第4 技術的能力審査基準1.8違反（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号違反）

- 1 「重大事故」には「炉心の著しい損傷」が含まれる（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条1号）ところ、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」では、「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」の【要求事項】として、発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。」とされている。

さらに、【解釈】において、「熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止」として、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備すること。」との解釈が示されている（甲103・23頁）。熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するとは、要するに、「原子炉容器の破損を出来る限り遅らせる」「破損をさせない」という



ことである。炉心の原子炉格納容器への落下をできるかぎり遅延・防止させるために、原子炉容器を冷却する手順が用意されなければならないということを意味する。

- 2 ところが、参加人は、大飯原発3号機、4号機に関して、炉心損傷を判断した時点で原子炉容器への注水をあきらめて、原子炉格納容器への落下を前提に格納容器天井からのスプレーに切り替えることにしている。これは、上記技術的能力審査基準に違反している。

最悪のシナリオを想定した場合に原子炉容器への注水をあきらめてしまうことの問題性については、2013年(平成25年)8月15日の玄海原発3号機、4号機に関する審査会合で議論された(甲104)。九州電力も、玄海原発3号機、4号機で想定される重大事故シナリオについて、関西電力と同様の対策を示したが、規制委員会側は、炉内冷却をすぐにあきらめる方式に対して強い懸念を示したうえで、設備を整えるべきだという意見が述べられたことから、審査適合性の観点から重大な疑義が呈されていることは明らかである。

玄海原発と同様の対応しかしていない大飯原発3号機、4号機についても同様の懸念があることは明らかである。

なお、上記問題については、審査会合の当時、NHKの九州ローカルの番組でわかりやすい解説がなされたものがあり、今回その動画データを証拠として提出する(甲195)。

- 3 炉内への注水と格納容器スプレーへの注水が切り替え方式になっているという参加人の対策は、上記審査基準1.8の要求事項に明らかに違反し、参加人において重大事故……の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力が欠如していることを意味しているのであるから、本件各原発は、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号に違反する。

以上